

## 防犯対策強化整備の内容一覧

	区分	内容
1	門、フェンス等の外構等の設置・修繕等	① 門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備 ② 安全点検の結果、問題があるブロック塀など(組積造又はコンクリートブロック造)の改修
2	非常通報装置等の設置	警察機関への非常通報装置等を設置するための整備 (対象工事の例示) ・ 110番直結非常通報装置を設置する工事 ・ 防犯カメラを設置する工事 ・ カメラ付きインターホンを設置する工事 ・ 人感センサーを設置する工事 ・ その他安全対策に必要な工事
※ 補助基準 (1) 「門、フェンス等の外構等の設置・修繕」については、入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、入所以外の施設にあっては300千円以上のものとする。 (2) 「非常通報装置等の設置」については、総事業費が300千円以上とする。		